

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例

平成 23 年 12 月 27 日

埼玉県条例第 60 号

平成 29 年 10 月 17 日公布

平成 30 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全な利用に関し、県、県民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者及び関係団体（交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する県の施策に協力する団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車の安全な利用の促進を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に関し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第 3 条 県民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域社会等において自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第 4 条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）第 12 条第 3 項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する県民の理解と協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(県民に対する自転車交通安全教育)

第7条 県は、県民に対し、自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

(児童及び生徒に対する自転車交通安全教育)

第8条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。第12条第2項において同じ）の設置者及び長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

2 児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(高齢者に対する自転車交通安全教育)

第9条 県は、高齢者に対し、高齢者の特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

(自動車等の運転免許を受けた者に対する自転車交通安全教育)

第10条 県は、自動車又は原動機付自転車の運転免許を受けた者に対し、道路交通法に基づく講習等を活用した自転車交通安全教育を行うものとする。

(自転車損害保険等への加入)

第11条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、その自転車の利用に係る自転車損害保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害保険等に関する情報提供等)

- 第12条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 2 学校の設置者及び長は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
 - 3 県は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動及び広報活動)

- 第13条 県は、自転車の安全な利用に関し、県民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(自転車小売業者による自転車の購入者に対する助言等)

- 第14条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入者に対し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得並びに自転車の定期的な点検及び整備の必要性その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

(自転車安全利用指導員)

- 第15条 知事は、自転車の安全な利用の促進に理解と熱意を有する者のうちから、自転車安全利用指導員を委嘱することができる。
- 2 自転車安全利用指導員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 自転車交通安全教育
 - 二 自転車の安全な利用に関する啓発活動及び広報活動
 - 三 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用の促進を図る活動
 - 3 自転車安全利用指導員は、街頭において自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(自転車安全利用の日)

- 第16条 県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるようにするため、自転車安全利用の日を設ける。
- 2 自転車安全利用の日は、毎月10日とする。
 - 3 県は、自転車安全利用の日の趣旨にふさわしい啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(道路環境の整備)

- 第17条 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第18条 県は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

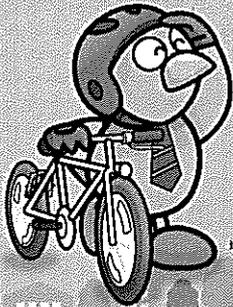
- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年
4月1日施行

埼玉県では 自転車保険への加入が **義務**になりました!



埼玉県マスコット
「ロボトン」

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合等の損害を補償できる保険等への加入が義務化されました。

Q なぜ義務化されたの？

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q 何が変わったの？

①自転車利用者

埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入

②自転車を利用する事業者

業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外

③自転車貸付業者

レンタル業務として自転車を貸し付ける場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

④自転車販売店・学校

自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が**努力義務**になりました。

自転車事故の

高額賠償事例

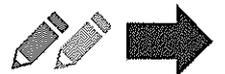
9,521万円

(神戸地方裁判所、
平成25年7月)



埼玉県マスコット
「ロボトン」

★裏面のチェックシートで自転車保険加入の確認をしてみましょう!



埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課

TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757

彩の国
埼玉県

自転車保険の加入状況を

チェック!

➡ はい ➡ わからない ➡ いいえ

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害保険等)に加入していますか。
 ※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
 ※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
 ※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険への加入が必要です。

事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

〈日常生活での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類	保険の概要	
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共 済	全労済、市民共済など	
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険	
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険	

〈業務中での賠償責任保険等〉 (事業者向け)

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

自転車保険について詳しくは

埼玉県 自転車条例改正

検索

